を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該控除上限額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「次号に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該」を「百分の九・四から」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項に規定する法人の令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における同項の規定の適用については、同項の税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度の試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五に、当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五から、百分の九・四から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

ハ　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

二　試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該事業年度の試験研究費の額に次に掲げる割合を合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める割合

ロ　イに掲げる割合に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

3　第一項に規定する法人の次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第二号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第一号及び第二号に定める金額の合計額とし、同号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　次に掲げる要件を満たす事業年度　当該調整前法人税額の百分の十五に相当する金額

イ　当該事業年度が当該法人の法人税法第五十七条第十一項第三号に規定する設立の日として政令で定める日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

ロ　当該法人が当該事業年度終了の時において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人及び同法第二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人のいずれにも該当しないこと。

ハ　当該事業年度終了の時において国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ(2)に掲げるものに限る。）があること。

二　令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該調整前法人税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（第一号に掲げる事業年度を除く。）　当該調整前法人税額の百分の五に相当する金額

第四十二条の四第四項中「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「当該事業年度の当該」を「当該事業年度の」に改め、「中小企業者等税額控除限度額が」の下に「中小企業者等控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該中小企業者等控除上限額」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　前項に規定する中小企業者等の令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小企業者等税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、当該事業年度の試験研究費の額に、百分の十二に当該各号に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）を乗じて計算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及び試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

二　試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度のいずれにも該当しない事業年度で増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度を除く。）　百分の十二に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

三　増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　次に掲げる割合を合計した割合

イ　第一号に定める割合

ロ　イに掲げる割合に前号に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

ハ　前号に定める割合

第四項に規定する中小企業者等の令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小企業者等控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（第一号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）を加算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　当該調整前法人税額の百分の十に相当する金額

二　試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（前号に掲げる事業年度を除く。）　当該調整前法人税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

三　基準年度比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度　当該調整前法人税額の百分の五に相当する金額